

# 令和元年度東京都税制調査会 第 2 回 小委員会

「佐藤委員 プレゼン補足資料」

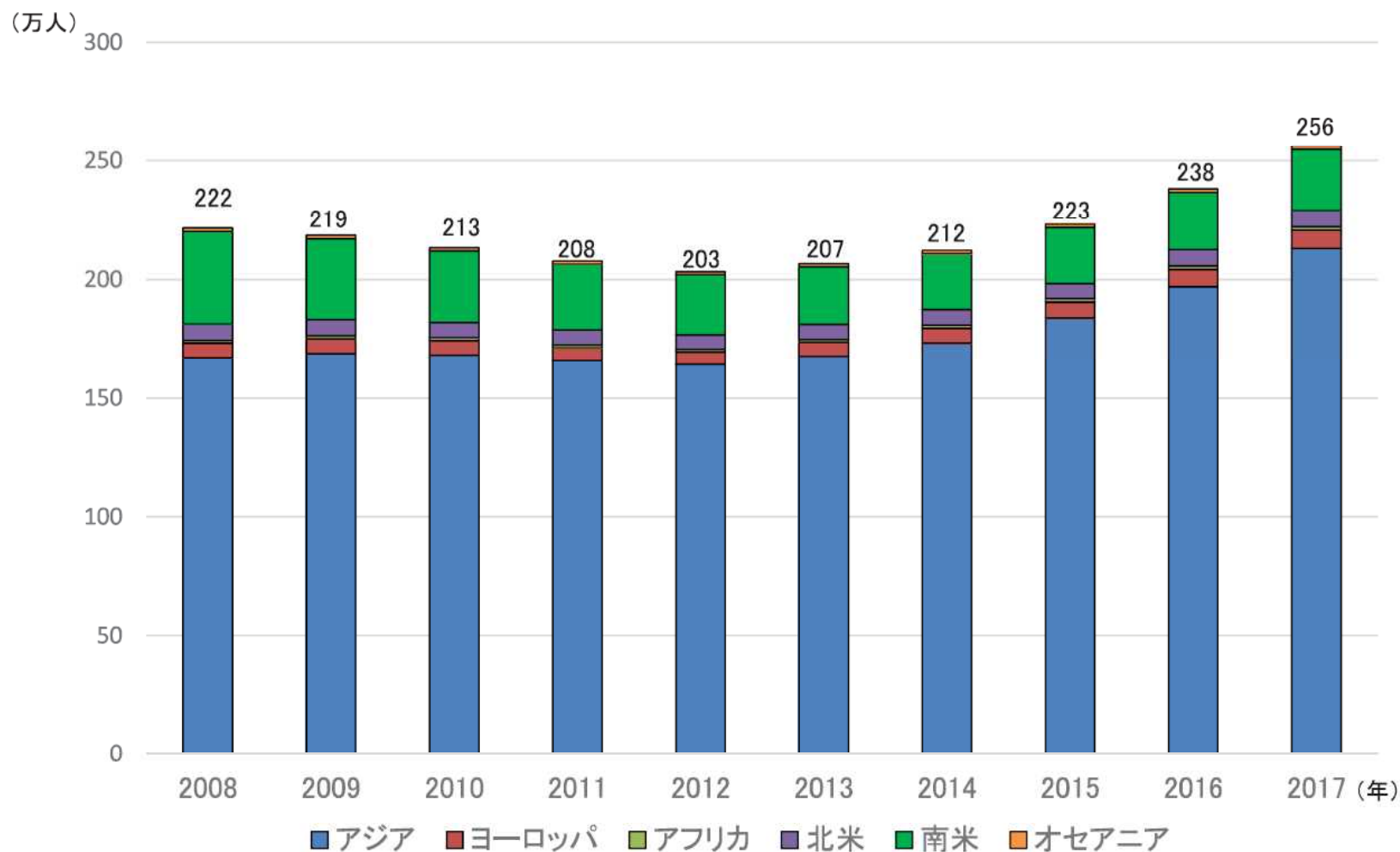
令和元年 7 月 1 6 日

## 「佐藤委員 プレゼン補足資料」 目次

資料名	頁
在留外国人数の推移	1
国籍・地域別、都道府県別在留外国人数	2
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）	3
個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い	4
個人住民税における納税管理人制度	5
個人住民税の現年課税化に関する過去の議論	6
税制抜本改革法	7
個人住民税の現年課税化に係る課題	8
個人住民税の課税までの流れ（イメージ）	9

## 在留外国人数の推移

○ 在留外国人については、ここ10年で増加傾向が見られ、2017年末では256万人となっており、過去最高の水準となっている。



※ 法務省「在留外国人統計」(旧・登録外国人統計)より作成

※ 各年12月末現在の統計

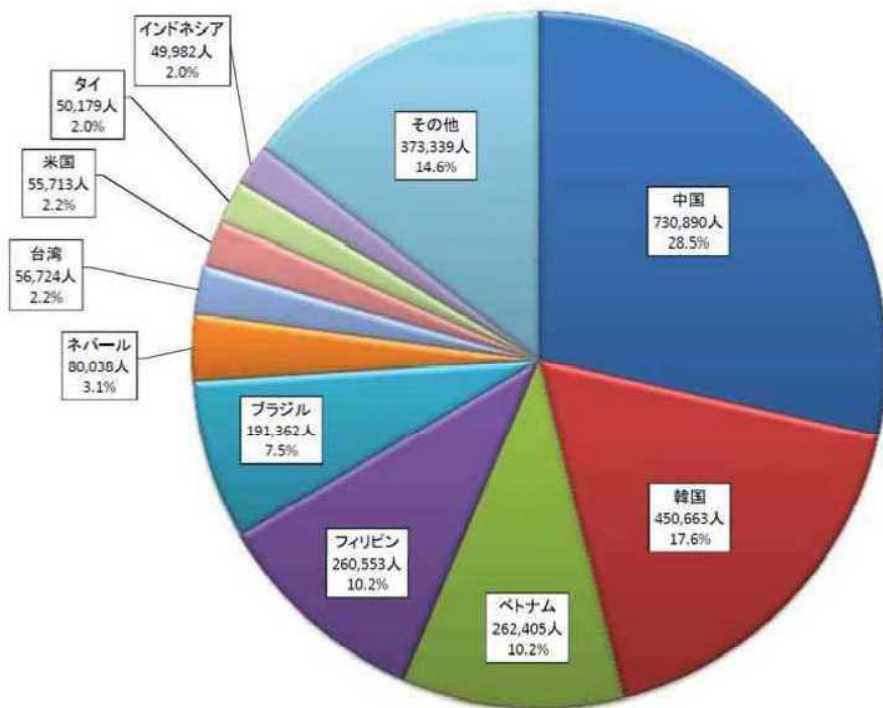
注 総務省自治税務局市町村税課「平成30年度個人住民税検討会報告書」(平成31年3月)より抜粋。

## 国籍・地域別、都道府県別在留外国人数

- アジア圏からの在留外国人が多く、中国・韓国・ベトナム・フィリピンで全体の7割近くを占めている。
- 在留外国人数が最も多いのは東京都の約54万人で全国の21.0%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。

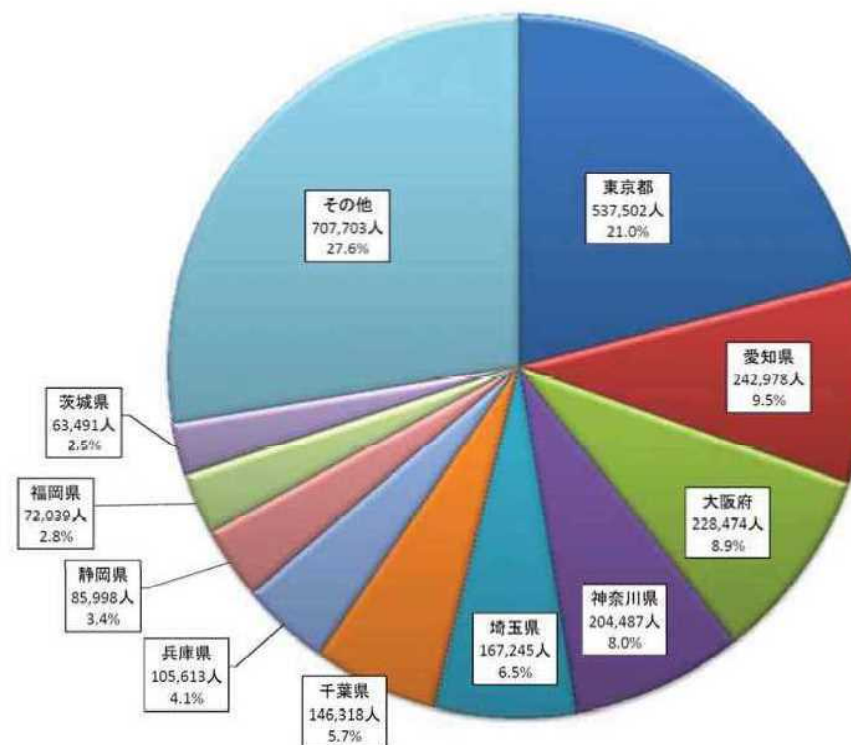
### 国籍・地域別の在留外国人の構成比

(2017年末)



### 都道府県別の在留外国人の構成比

(2017年末)



※ 法務省「在留外国人統計」より作成

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。 **総額211億円**(注)

## 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

### (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

### (2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

## 生活者としての外国人に対する支援

### (1) 暮らしやすい地域社会づくり

#### ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」（11言語対応）の作成・普及
- **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**

#### ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

### (2) 生活サービス環境の改善等

#### ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
- **地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援**

【17億円】

#### ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するブッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

#### ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

#### ④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

#### ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

### (3) 円滑なコミュニケーションの実現

#### ① 日本語教育の充実

- **生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開**（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応（**多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用**・多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等）
- **日本語教育の標準等の作成**（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
- **日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備**

#### ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための**告示基準の厳格化**（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- **日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け**
- **日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実**
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

### (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- **地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備**（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（**研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣**等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した**高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保**【1億円】

### (5) 留学生の就職等の支援

- **大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備**等
- **中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化**
- **文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定**等【6億円】
- **留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実**【14億円】
- **業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進**
- **産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開**

### (6) 適正な労働環境等の確保

#### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- **労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応**（8言語対応）
- 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

#### ② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

### (7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- **納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備**

## 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

### (1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた**在留申請における記載内容の充実**

### (2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

## 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行

### (2) 在留管理基盤の強化

- **法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進**による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、**公的統計の充実・活用**
- **出入国在留管理庁の創設**に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

### (3) 不法滞在者等への対策強化

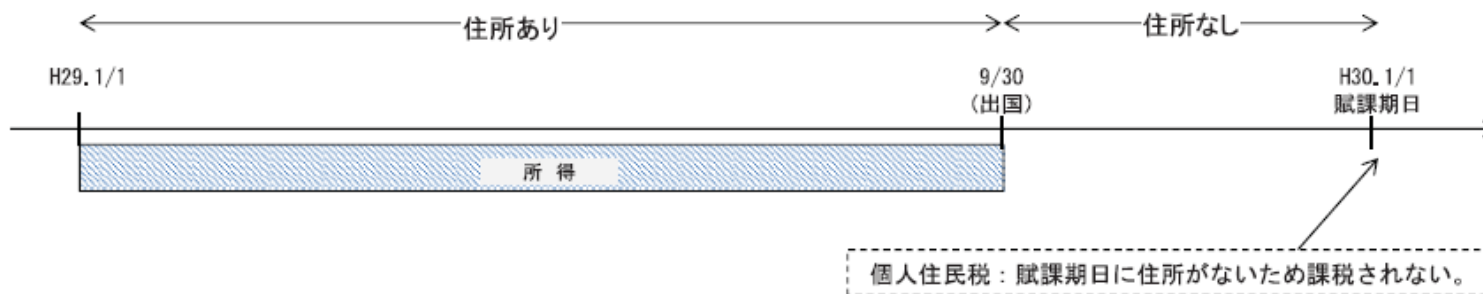
- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による**不法滞在者等の排除の徹底**【5億円】
- **技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応**

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。  
注 法務省ホームページより抜粋。

## 個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い

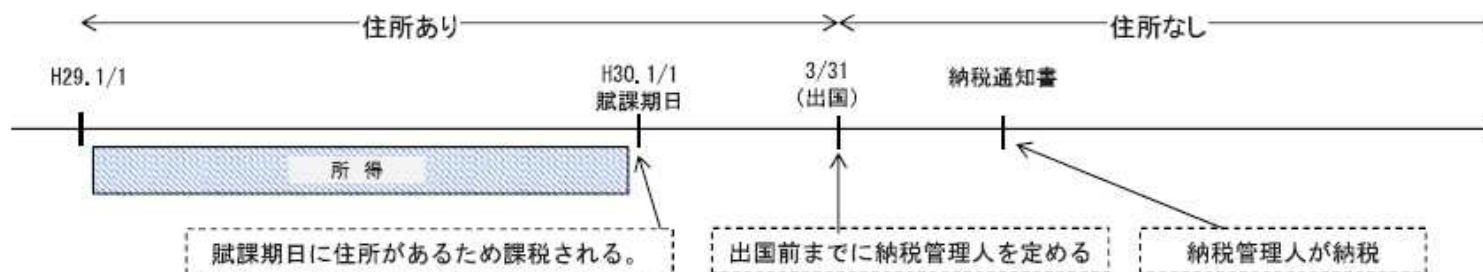
### 【ケース 1】 所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

- 個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。



### 【ケース 2】 前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

- 国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。
  - 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。



## 個人住民税における納税管理人制度

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

### 〈具体的な事例〉（市町村からの聞き取り）

- ① 納税管理人を定めている場合の管理人の具体例
  - ・ 納税義務者の親族、知人
  - ・ 司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社 など
- ② 納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合の具体例
  - ・ 口座振替している場合
  - ・ 出国前に全額納付する場合
  - ・ 特別徴収が継続される場合 など

### ○ 地方税法（抄）

#### （市町村民税の納税管理人）

第三百条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

注 総務省自治税務局市町村税課「平成30年度個人住民税検討会報告書」(平成31年3月)より抜粋。

## 個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

### ■ 政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(昭和43年7月)〈抜粋〉

#### 第3 地方税に関する長期税制

##### 2 住民税

- 現在、住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得者以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

### ■ 政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」(平成17年6月)〈抜粋〉

#### 5. 個人住民税

##### (3) 税務執行面での改善

- 個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

### ■ 税制調査会「平成22年度税制改正大綱」(平成21年12月22日)〈抜粋〉 ※平成23年度税制改正大綱にも同様の記述あり。

#### 第3章 各主要課題の改革の方向性

##### 2. 個人所得課税

##### (2) 個人住民税

- 個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

注 総務省自治税務局市町村税課「平成30年度個人住民税検討会報告書」(平成31年3月)等により作成。



# 税制抜本改革法

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」  
(平成24年8月22日法律第68号)(抜粋)

## 第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- （1） 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- （2） 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- （3） 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

## 個人住民税の現年課税化に係る課題

- 現年課税化を行う場合、所得税と同様、企業において源泉徴収や年末調整を行っていただくことが必要となるなど、企業や納税者の事務に以下のような課題が生じる。特にITの利活用が進んでいない中小零細企業における事務負担の増加について慎重な検討が必要。
- 企業・納税者・地方団体に過重な負担が生じないように検討を進めることが必要。

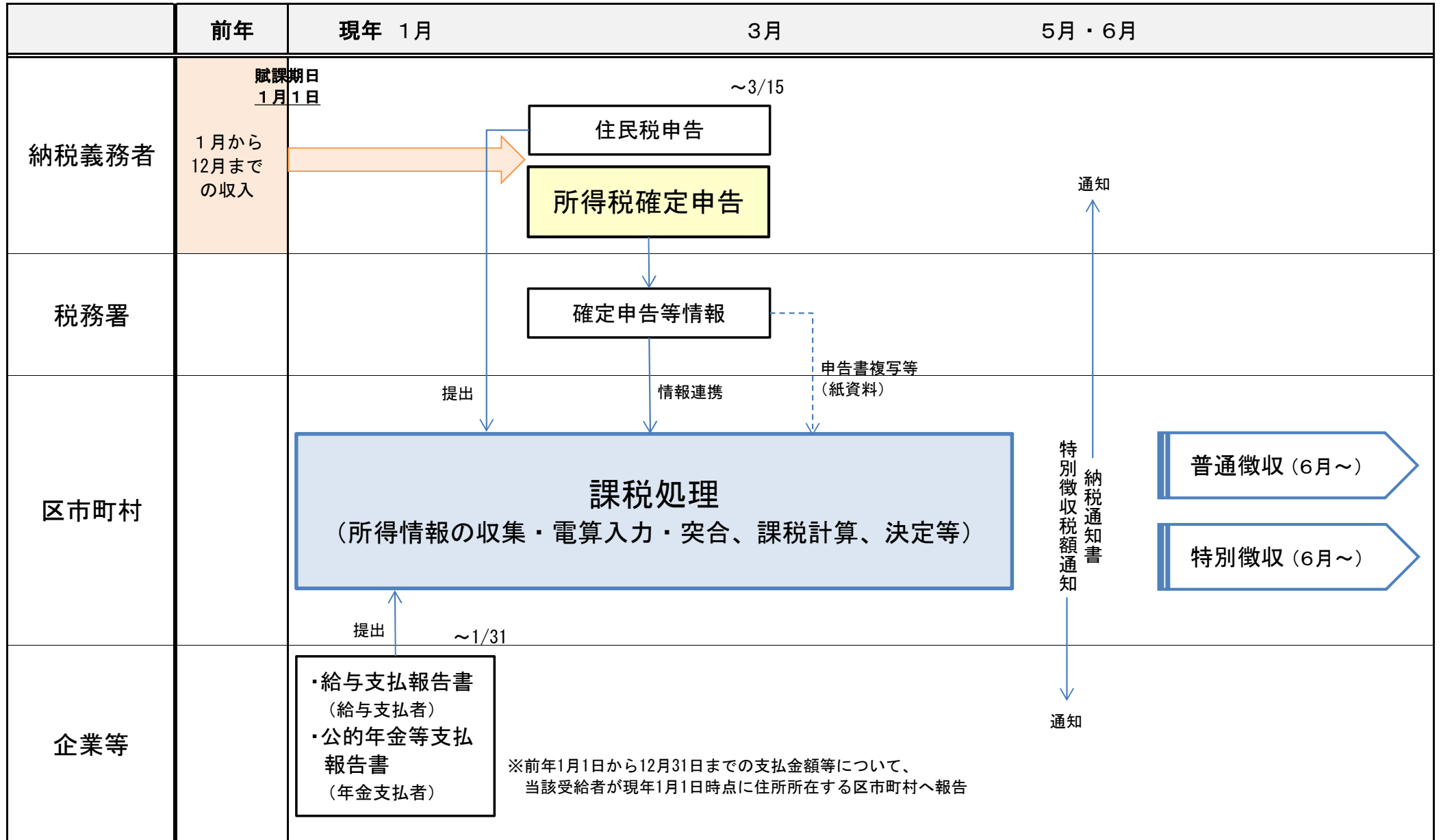
### 企業事務の増加

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。  
※年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。  
年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う（年末調整）事務が生じる。  
※特に中小零細企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところにとって負担が大きい。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受け取る者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

### その他の課題

- ・ 所得税の確定申告を行う者は、前年1月住所地市町村に対して、住民税独自の項目や超過課税等を反映させた住民税の確定申告を行う必要が生じる。
- ・ 確定申告により、市町村において還付事務が多く発生。
- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。  
※1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかなどの課題が生じる。

# 個人住民税の課税までの流れ（イメージ）



注 総務省資料等により東京都主税局作成。